

令和 6 年 古殿町農業委員会 1 月定例委員会

- 1 開催日時 令和 6 年 1 月 15 日 (月) 午後 3 時
- 2 開催場所 古殿町役場 大会議室
- 3 出席委員 (8 人) (10 人)
- | | | | | |
|----|----------|------|-----------|-------|
| 会長 | 農業委員 8 番 | 水野和徳 | 推進委員 1 番 | 我妻由美子 |
| 委員 | 農業委員 1 番 | 中瀬信治 | 推進委員 2 番 | 大楽良文 |
| | 農業委員 2 番 | 石井利行 | 推進委員 3 番 | 吉田真健 |
| | 農業委員 3 番 | 遠藤光一 | 推進委員 4 番 | 矢吹三智也 |
| | 農業委員 4 番 | 我妻弘道 | 推進委員 5 番 | 遠藤一 |
| | 農業委員 5 番 | 荒川一寿 | 推進委員 6 番 | 水野辰芳 |
| | 農業委員 6 番 | 水野幸栄 | 推進委員 7 番 | 水野光樹 |
| | 農業委員 7 番 | 根本明 | 推進委員 8 番 | 小平美香 |
| | | | 推進委員 9 番 | 瀬谷國彦 |
| | | | 推進委員 10 番 | 岡部雄一 |

4 欠席委員 (0 人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫
主査 長田 賢一

会議の概要

○事務局長

開会前のあいさつを行います。
全員ご起立願います。お互いに「礼」
続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。
事務局に続いて、 4 番目から 5 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

ただいまから 1 月定例委員会を開会いたします。
会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長)

『 会長あいさつ 』

○議長(会長) 出席委員は8名中 8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

○議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。
農業委員1番 中瀬信治 委員、及び
農業委員5番 荒川一寿 委員
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長) 日程第 2 議案第 1 号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番～ 2 番を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 今月の農地法第3条の許可申請は、 2 件でございます。

【議案第 1 号 1～2 番 朗読後、説明】

受付番号 1番～2番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長) ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 [REDACTED]

○ 番委員 昨日、1月14日に現地を確認してきました。また、1番と2番は交換案件でありますので、一括で説明したいと思います。番号1については農業機械などが入っている場所であり道路を挟んで [REDACTED] がありました。番号2については実家に隣接した土地であり、 [REDACTED] で農地を管理していくとこのことで問題ないと考えます。

○議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての1～2番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番～2 番を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長 今月の農地法第5条の許可申請は、 2 件でございます。

【議案第 2 号 1～2 番朗読後、説明】

○議長(会長) ただいまの1番の事務局の説明に関連して、地元委員からご報告をお願いします。
[REDACTED]

○ 番委員 これは [REDACTED] を申請された物件です。その時に申請者である [REDACTED] の立会いにより現地確認と聞き取りを実施しております。その結果、土砂の流出や崩壊、雨漏り等の排水の問題もなく、申請の目的、事業計画の確実性も問題ありません。また、その他に候補地もなく、転用もやむを得ないと考えます。

○議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

○ 事務局長 農用地区域内農地以外の農地であり、第1種農地と判断します。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

○議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番は、原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 続いて事務局説明 2 番について、地元委員からご報告をお願いします。
[REDACTED]
- 1 番委員 [REDACTED]と立会いにより現地確認及び聞き取りを行った。[REDACTED]を実施するに伴い、山林から搬出した木材を長さ別に木材を置いておく土場が必要であることから、現在は田であるところを一時転用し、その場所を確保したいとのこととあります。また、一時転用期間は1年間である。
- 議長(会長) 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局長 農用地域内にある農地であって、第1種農地と判断します。本来は転用の許可をすることができない農地ではありますが、一時的な利用に供するために行われるものであるため例外的に認められております。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 1 番委員 町道と接しているとのことですが、町との協議はしているのか。また、通行等については差し支えないのか。
- 事務局 [REDACTED]と地域整備課と協議をしており、基本的に道に入って作業をするようなことはない。また、通行に関しては確認してはいませんが、基本的に誘導員等を置くことが通常であると考えており、再度確認します。
- 1 番委員 安全上、問題ない形で実施していただきたい。
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 2 番は、原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。
1 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野和徳

会議録署名人 中瀬信治

会議録署名人 荒川一尋